

## つくば市議会オンライン委員会運営要綱（令和3年つくば市議会告示第5号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （オンライン委員会への参加等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 委員会条例第18条の3第2項の規定による<u>承諾は、委員会へのオンライン参加承諾書</u>（様式第2号）により行う。</p> <p>第4条（略） （本人確認）</p> <p>第5条 委員長は、オンライン委員会を開会する直前に、委員会条例第18条の3第2項の規定に基づき、オンライン委員会への参加の<u>承諾</u>を受けた委員（以下「オンライン委員」という。）、オンライン委員会への参加の<u>承諾</u>を受けた委員でない議員（以下「オンライン委員外議員」という。）又はオンライン委員会への参加の<u>承諾</u>を受けた紹介議員（以下「オンライン紹介議員」という。）が本人であるかを確認しなければならない。</p> <p>第6条—第13条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>様式第1号（略）</p> <p>様式第2号（第3条関係） <u>委員会へのオンライン参加承諾書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（氏 名）</p> <p style="text-align: right;">委員長</p> <p>年 月 日付で申出のあった 委員会へのオンラインでの</p>	<p>第1条・第2条（略） （オンライン委員会への参加等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 委員会条例第18条の3第2項の規定による<u>許可は、委員会へのオンライン参加許可書</u>（様式第2号）により行う。</p> <p>第4条（略） （本人確認）</p> <p>第5条 委員長は、オンライン委員会を開会する直前に、委員会条例第18条の3第2項の規定に基づき、オンライン委員会への参加の<u>許可</u>を受けた委員（以下「オンライン委員」という。）、オンライン委員会への参加の<u>許可</u>を受けた委員でない議員（以下「オンライン委員外議員」という。）又はオンライン委員会への参加の<u>許可</u>を受けた紹介議員（以下「オンライン紹介議員」という。）が本人であるかを確認しなければならない。</p> <p>第6条—第13条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>様式第1号（略）</p> <p>様式第2号（第3条関係） <u>委員会へのオンライン参加許可書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（氏 名）</p> <p style="text-align: right;">委員長</p> <p>年 月 日付で申出のあった 委員会へのオンラインでの</p>

参加については下記のとおり承諾します。

記

参加指定場所

参加方法

参加については下記のとおり許可します。

記

参加指定場所

参加方法